

## 証 明 書 一 覧

※ 該当する事項がある場合は、それに相当する証明書を必ず提出してください。

※ 源泉徴収票及び、確定申告書を提出する場合は最新のものを提出して下さい。

### 所得に関する証明

区分（事項）	提出する証明書等	発行所
・給与所得のある者	・給与所得の源泉徴収票（コピー可、最新のもの）	勤務先
・商・工・林・農・水産業所得のある者 ・その他の職業所得、配当・不動産所得・雑所得のある者等	・確定申告書（控）（コピー可） ※第一表及び第二表 ※ <u>税務署等の受付印があるものに限る</u>	税務署
・年金（恩給等）受給者	・支給窓口発行の証明書 ・年金等の源泉徴収票（コピー可） ・年金決定（改定）通知書（コピー可）	都道府県保険課等 社会保険庁 市区町村役場
・平成 29 年に就職（再就職）した者	・月別給与賞与支払証明書、年収見込証明書等 ・給与明細書の写し、（直近 1 年分） ※申請時現在のもの	勤務先
・雇用保険受給者	・雇用保険受給資格者証（受給手続き書類）のコピー	職業安定所
・生活保護受給世帯	・生活保護受給証明書等（金額記載）のコピー	社会福祉事務所
・生命・傷害・火災・風水害等の保険金の支払いを受けた者	・保険金等の支払証明書 ※支給月日、支給額がわかる証明書	保険会社等

### 特別控除に関する証明

区分（事項）	提出する証明書等	発行所
・障害者、長期療養者のいる世帯	・身体障害者手帳の写（必要部分のみ）のコピー ・医師等の証明書、経常的に特別の支出をしている金額を証明できるもの（直近 1 年分）	市町村役場、医師、薬局、看護人（派出所）、介護サービス提供事業者
・火災・風水害等（申請時の 6 ヶ月以内）	・被災証明書等 ・被災のため必要とした経費または損害額を証明できる書類のコピー	消防署・市区町村役場
・家計支持者の別居（単身赴任等）	・家賃・光熱水料費の領収書等のコピー（直近 1 年分）	電気・ガス会社等

注 1. 診療費の支出、災害等の被害による特別控除額の認定に際しては、保険・損害補償等による補填分を差し引くので注意してください。

2. 長期療養者（申請時において 6 ヶ月以上の期間、療養中または療養を必要とする者）がいる場合は、医師等の証明書及び経常的に特別の支出（健康保険等で充足している場合を除く私費支払分が対象）をしている金額の証明ができるもの（領収書等のコピー）を添付してください。

3. 主たる家計支持者が別居の場合は、別居による特別な支出の書類（家賃、光熱水料費等の領収書のコピーで、勤務先負担分を除いた自費負担分）を添付してください。